

藤沢市おくやみガイドブック2025年度版について

P.6～P.10に記載されている各種手続きの「受付窓口」に「（藤沢市民センターを除く）」と記載があるものについて、2026年(令和8年)5月1日から藤沢市民センターに地区福祉窓口が開設されることにより、受付窓口として藤沢市民センターをご利用いただくことができます。

該当手続きは次のとおりです。

ページ	手続き		ページ	手続き	
P.6	11	後期高齢者医療制度に加入している	P.8	23	自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている
	12	65歳以上または介護認定を受けている ●介護保険被保険者証等の返還		24	障がい者等医療証を持っている
	13	高額介護サービス費等を受給している	P.9	27	児童手当の支給対象児または受給者である
	18	福寿医療証を持っている		28	児童扶養手当の支給対象児または受給者である
P.7	20	次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳	P.10	30	特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である
	21	次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過福祉手当		31	小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証を持っている
	22	藤沢市障がい者福祉手当を受給している		33	養育医療券を持っている（未熟児養育医療）

その他、読み替えが必要になる各種手続きは次のとおりです。

ページ	ページ	手続き	受付窓口
P.8	25	特定医療費（指定難病）医療受給者証を所有している	保健予防課≪保健所4階≫ 市民窓口センター 各市民センター・石川分館 介護保険課・保険年金課
P.10	32	自立支援医療受給者証（育成医療）を持っている	子育て給付課≪本庁舎3階≫